

令和 5 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 5 号)

## 令和5年度松原市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度松原市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,567,615千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,882,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月19日提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19. 諸 収 入		千円 1, 3 4 4, 5 3 4	千円 1, 4 5 8, 9 1 5	千円 2, 8 0 3, 4 4 9
	5. 雑 入	1, 2 9 0, 3 5 7	1, 4 5 8, 9 1 5	2, 7 4 9, 2 7 2
20. 市 債		2, 8 1 8, 6 0 0	1 0 8, 7 0 0	2, 9 2 7, 3 0 0
	1. 市 債	2, 8 1 8, 6 0 0	1 0 8, 7 0 0	2, 9 2 7, 3 0 0
歳 入 合 計		5 0, 3 1 5, 2 3 9	1, 5 6 7, 6 1 5	5 1, 8 8 2, 8 5 4

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費		千円 338,695	千円 1,974	千円 340,669
	1. 議 会 費	338,695	1,974	340,669
2. 総 務 費		4,292,281	19,821	4,312,102
	1. 総 務 管 理 費	3,365,418	12,003	3,377,421
	2. 徴 税 費	516,237	4,822	521,059
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	303,113	2,337	305,450
	4. 選 挙 費	62,949	290	63,239
	5. 統 計 調 査 費	22,979	193	23,172
	6. 監 査 委 員 費	21,585	176	21,761
3. 民 生 費		28,127,980	1,509,651	29,637,631
	1. 社 会 福 祉 費	10,736,770	1,377,389	12,114,159
	2. 児 童 福 祉 費	9,433,108	130,364	9,563,472
	3. 生 活 保 護 費	6,465,997	1,898	6,467,895
4. 衛 生 費		3,235,114	4,926	3,240,040
	1. 保 健 衛 生 費	1,335,695	1,852	1,337,547
	2. 清 掃 費	1,896,690	3,074	1,899,764
5. 産 業 経 済 費		876,556	1,378	877,934
	1. 農 業 費	84,777	486	85,263
	2. 商 工 費	791,779	892	792,671
6. 土 木 費		4,089,897	6,607	4,096,504
	1. 土 木 管 理 費	236,266	3,312	239,578

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2. 道路橋りょう費	1,038,605	496	1,039,101
	3. 都市計画費	1,218,200	2,594	1,220,794
	6. 住宅費	182,191	205	182,396
7. 消 防 費		1,488,662	12,625	1,501,287
	1. 消 防 費	1,488,662	12,625	1,501,287
8. 教 育 費		3,949,308	10,633	3,959,941
	1. 教 育 総 務 費	544,637	4,157	548,794
	2. 小 学 校 費	467,307	790	468,097
	3. 中 学 校 費	260,635	338	260,973
	4. 幼 稚 園 費	892,553	1,977	894,530
	5. 社 会 教 育 費	631,676	2,587	634,263
	6. 保 健 体 育 費	1,152,500	784	1,153,284
歳 出	合 計	50,315,239	1,567,615	51,882,854

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	令和5年度電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金支給事業	千円 406,295

### 第 3 表 債務負担行為補正

変更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
(仮称)北認定こども園建設事業	令和5年度 ～ 令和6年度	650,800千円	令和5年度 ～ 令和6年度	783,000千円

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円 692,000	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以 内 (但し、利率見直し方式 で借入れる政府資金、地 方公共団体金融機構資 金、ゆうちょ銀行資金及 びかんぽ生命保険資金に ついて利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	25年以内（内据置5年以内） 年賦又は半年賦の元金均等又 は元利均等償還とする。た だし財政の状況により償還 年限を短縮し、繰上償還を し、又は借換えることが できる。	千円 800,700	同 左	同 左	同 左	同 左



令和 5 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

( 第 5 号 )

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	15,091,534 <small>千円</small>		15,091,534 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	185,000		185,000
3. 利 子 割 交 付 金	14,000		14,000
4. 配 当 割 交 付 金	115,000		115,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	83,000		83,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	278,000		278,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,850,000		2,850,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	46,000		46,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	114,000		114,000
10. 地 方 交 付 税	8,850,000		8,850,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,500		15,500
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	247,777		247,777
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	523,464		523,464
14. 国 庫 支 出 金	11,445,306		11,445,306
15. 府 支 出 金	4,359,953		4,359,953
16. 財 産 収 入	315,337		315,337
17. 寄 附 金	245,342		245,342
18. 繰 入 金	417,496		417,496

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	1,344,534 <sup>千円</sup>	1,458,915 <sup>千円</sup>	2,803,449 <sup>千円</sup>
20. 市債	2,818,600	108,700	2,927,300
21. 繰越金	955,396		955,396
歳入合計	50,315,239	1,567,615	51,882,854

( 歳 出 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	338,695	1,974	340,669				1,974
2. 総 務 費	4,292,281	19,821	4,312,102				19,821
3. 民 生 費	28,127,980	1,509,651	29,637,631		108,700		1,400,951
4. 衛 生 費	3,235,114	4,926	3,240,040				4,926
5. 産 業 経 済 費	876,556	1,378	877,934				1,378
6. 土 木 費	4,089,897	6,607	4,096,504				6,607
7. 消 防 費	1,488,662	12,625	1,501,287				12,625
8. 教 育 費	3,949,308	10,633	3,959,941				10,633
9. 公 債 費	3,866,746		3,866,746				
10. 予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計	50,315,239	1,567,615	51,882,854		108,700		1,458,915

2. 歳 入  
 (款) 19. 諸収入  
 (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 雑 入	千円 1,290,338	千円 1,458,915	千円 2,749,253	1. 雑 入	千円 1,458,915	雑入 千円
計	1,290,357	1,458,915	2,749,272			

(款) 19. 諸収入

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生債	千円 692,000	千円 108,700	千円 800,700	1. 児童福祉施設整備事業債	千円 108,700	(仮称)北認定こども園建設事業 千円
計	2,818,600	108,700	2,927,300			

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 議会費	千円 338,695	千円 1,974	千円 340,669	千円	千円	千円	千円 1,974	2. 給料 232	千円 一般職	千円 人件費 612	
								3. 職員手当等 1,742	千円 地域手当 28 期末手当 181 勤勉手当 171 議員期末手当 1,362	千円 議員報酬等関係事業 1,362	
計	338,695	1,974	340,669				1,974				

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	千円 1,447,788	千円 12,003	千円 1,459,791	千円	千円	千円	千円 12,003	2. 給料 4,788	千円 4,788	一般職 人件費 12,003	
								3. 職員手当等 7,215	千円 7,215	地域手当 573 期末手当 3,630 勤勉手当 3,012	
計	3,365,418	12,003	3,377,421				12,003				



(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	516,237	4,822	521,059				4,822	2. 給料	2,327	一般職	人件費	4,822
								3. 職員手当等	2,495	地域手当 279 期末手当 1,153 勤勉手当 1,063		
計	516,237	4,822	521,059				4,822					

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民 基本台帳費	千円 303,113	千円 2,337	千円 305,450	千円	千円	千円	千円 2,337	2. 給料 931	千円 一般職	千円 人件費	
								3. 職員手当等 1,406	地域手当 112 期末手当 665 勤勉手当 629		
計	303,113	2,337	305,450				2,337				

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

1. 選挙管理 委員会費	31,131	290	31,421				290	2. 給料	99	一般職	人件費	290
								3. 職員手当等	191	地域手当	12	
										期末手当	92	
										勤勉手当	87	
計	62,949	290	63,239				290					

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 統計調査 総務費	千円 16,149	千円 193	千円 16,342	千円	千円	千円	千円 193	2. 給料 77	千円 一般職	千円 人件費 193	
								3. 職員手当等 116	地域手当 9 期末手当 55 勤勉手当 52		
計	22,979	193	23,172				193				

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

1. 監査委員費	21,585	176	21,761				176	2. 給料	56	一般職	人件費	176
								3. 職員手当等	120	地域手当	7	
										期末手当	58	
										勤勉手当	55	
計	21,585	176	21,761				176					

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉 総務費	千円 1,370,301	千円 1,377,036	千円 2,747,337	千円	千円	千円	千円 1,377,036	2. 給料 2,438	千円 2,438	一般職 人件費 5,621	
							3. 職員手当等 3,183	地域手当 292 期末手当 1,482 勤勉手当 1,409	令和5年度電力・ガス・食料 品等価格高騰重点支援給付金 支給事業 1,371,415		
							10. 需用費 49	消耗品費			
							11. 役務費 4,616	通信運搬費 2,438 手数料 2,178			
							12. 委託料 36,750	その他委託料			
							19. 扶助費 1,330,000				
7. 社会福祉 施設費	33,948	353	34,301				353	2. 給料 163	一般職 人件費 353		
							3. 職員手当等 190	地域手当 20 期末手当 88 勤勉手当 82			
計	10,736,770	1,377,389	12,114,159				1,377,389				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉 総務費	495,003	4,026	499,029				4,026	2. 給料	1,847	一般職	人件費	4,026
								3. 職員手当等	2,179	地域手当 221 期末手当 1,015 勤勉手当 943		
4. 児童福祉 施設費	1,926,326	126,338	2,052,664		108,700		17,638	2. 給料	2,192	一般職	人件費	5,538
								3. 職員手当等	3,346	地域手当 263 期末手当 1,573 勤勉手当 1,510		
								12. 委託料	1,430	投資の委託料	(仮称)北認定こども園建設事業	120,800
								14. 工事請負費	119,370	投資の工事費		
計	9,433,108	130,364	9,563,472		108,700		21,664					

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 生活保護 総務費	千円 252,997	千円 1,898	千円 254,895	千円	千円	千円	千円 1,898	2. 給料 1,158	千円 1,898	一般職 人件費	
								3. 職員手当等 740		地域手当 139 期末手当 291 勤勉手当 310	
計	6,465,997	1,898	6,467,895				1,898				



(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生 総務費	247,889	1,852	249,741				1,852	2. 給料	976	一般職	人件費	1,852
								3. 職員手当等	876	地域手当 期末手当 勤勉手当	117 368 391	
計	1,335,695	1,852	1,337,547				1,852					

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 清掃総務費	千円 661,264	千円 1,293	千円 662,557	千円	千円	千円	千円 1,293	2. 給料 417	千円 417	一般職 人件費 1,293	
								3. 職員手当等 876	千円 876	地域手当 50 期末手当 422 勤勉手当 404	
2. 塵芥処理費	1,074,373	1,781	1,076,154				1,781	2. 給料 405	405	一般職 人件費 1,781	
								3. 職員手当等 1,376	1,376	地域手当 49 期末手当 669 勤勉手当 658	
計	1,896,690	3,074	1,899,764				3,074				

(款) 5. 産業經濟費

(項) 1. 農業費

2. 農業總務費	36,632	486	37,118				486	2. 給料	220	一般職	人件費	486
								3. 職員手当等	266	地域手当	26	
										期末手当	124	
										勤勉手当	116	
計	84,777	486	85,263				486					

(款) 5. 産業經濟費

(項) 1. 農業費

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 商工総務費	千円 395,471	千円 892	千円 396,363	千円	千円	千円	千円 892	2. 給料 355	千円 355	一般職 人件費 892	
								3. 職員手当等 537	千円 537	地域手当 43 期末手当 254 勤勉手当 240	
計	791,779	892	792,671				892				

(款) 6. 土木費

(項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	236,254	3,312	239,566				3,312	2. 給料	1,534	一般職	人件費	3,312
								3. 職員手当等	1,778	地域手当 184		
										期末手当 827		
										勤勉手当 767		
計	236,266	3,312	239,578				3,312					

(款) 6. 土木費

(項) 1. 土木管理費

(款) 6. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分			金額	
				国府支出金	地方債	その他						
1. 道路橋りょう総務費	千円 83,578	千円 496	千円 84,074	千円	千円	千円	千円 496	2. 給料 3. 職員手当等	千円 148 348	千円 一般職 地域手当 期末手当 勤勉手当	千円 人件費 18 168 162	千円 496
計	1,038,605	496	1,039,101				496					

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

1. 都市計画 総務費	522,782	2,594	525,376				2,594	2. 給料	1,056	一般職	人件費	2,594
								3. 職員手当等	1,538	地域手当 127 期末手当 727 勤勉手当 684		
計	1,218,200	2,594	1,220,794				2,594					

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

(款) 6. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 住宅管理費	千円 182,191	千円 205	千円 182,396	千円	千円	千円	千円 205	2. 給料 36	千円 一般職	千円 人件費	千円 205
								3. 職員手当等 169	地域手当 4		
									期末手当 90		
									勤勉手当 75		
計	182,191	205	182,396				205				



(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,120,581	12,625	1,133,206				12,625	2. 給料	4,099	一般職	人件費	12,625
								3. 職員手当等	8,526	地域手当 491 期末手当 4,121 勤勉手当 3,914		
計	1,488,662	12,625	1,501,287				12,625					

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
2. 事務局費	千円 287,207	千円 4,157	千円 291,364	千円	千円	千円	千円 4,157	2. 給料 1,256	千円 1,256	一般職 人件費 4,157	
								3. 職員手当等 2,901	千円 2,901	地域手当 151 期末手当 1,492 勤勉手当 1,258	
計	544,637	4,157	548,794				4,157				

(款) 8. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	442,148	790	442,938				790	2. 給料	140	一般職	人件費	790
								3. 職員手当等	650	地域手当	17	
										期末手当	338	
										勤勉手当	295	
計	467,307	790	468,097				790					

(款) 8. 教育費

(項) 2. 小学校費

(款) 8. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 学校管理費	千円 223,365	千円 338	千円 223,703	千円	千円	千円	千円 338	2. 給料 60	千円 一般職	千円 人件費	千円 338
								3. 職員手当等 278	地域手当 7	期末手当 149	勤勉手当 122
計	260,635	338	260,973				338				

(款) 8. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園 総務費	892,553	1,977	894,530				1,977	2. 給料	1,016	一般職	人件費	1,977
								3. 職員手当等	961	地域手当 122 期末手当 433 勤勉手当 406		
計	892,553	1,977	894,530				1,977					

(款) 8. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

(款) 8. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 社会教育 総務費	千円 186,171	千円 2,118	千円 188,289	千円	千円	千円	千円 2,118	2. 給料 1,020	千円 1,020	一般職 人件費 2,118	
								3. 職員手当等 1,098	地域手当 122 期末手当 496 勤勉手当 480		
5. 青少年 会館費	74,773	469	75,242				469	2. 給料 85	85	一般職 人件費 469	
								3. 職員手当等 384	384	地域手当 10 期末手当 203 勤勉手当 171	
計	631,676	2,587	634,263				2,587				



# 給 与 費 明 細 書



# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	4		41,635	20,984	4,997		67,616	10,058	77,674	
	議 員	18	136,390		61,290			197,680	42,419	240,099	
	そ の 他	955	108,104					108,104		108,104	
	計	977	244,494	41,635	82,274	4,997		373,400	52,477	425,877	
補正前	長 等	4		41,635	20,518	4,997		67,150	10,058	77,208	
	議 員	18	136,390		59,928			196,318	42,419	238,737	
	そ の 他	955	108,104					108,104		108,104	
	計	977	244,494	41,635	80,446	4,997		371,572	52,477	424,049	
比 較	長 等				466			466		466	
	議 員				1,362			1,362		1,362	
	そ の 他										
	計				1,828			1,828		1,828	

## 2. 一 般 職

### (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給与費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 372 ) 782	522,870	3,030,183	2,541,757	6,094,810	1,180,267	7,275,077	
補 正 前	( 372 ) 782	522,870	3,000,673	2,497,695	6,021,238	1,180,267	7,201,505	
比 較	( 0 ) 0	0	29,510	44,062	73,572	0	73,572	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	390,052	764,396	621,979
	補 正 前	386,514	743,514	602,337
	比 較	3,538	20,882	19,642

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	29,510	制度改正に伴う増加分	29,510	給料月額の上上げによるもの	
職 員 手 当	44,062	制度改正に伴う増加分	44,062	給料月額の上上げに伴う各手当への跳ね返り 期末・勤勉手当の支給月数の上上げによるもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.15) 2.2	(1.2) 2.3	(2.35) 4.5	有	期末手当の支給月数の引上げ 12月 1.2月→1.25月 (再任用職員 0.675月→0.7月) 勤勉手当の支給月数の引上げ 12月 1.0月→1.05月 (再任用職員 0.475月→0.5月)
補 正 前	(1.15) 2.2	(1.15) 2.2	(2.3) 4.4	有	

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの  
支出額又は支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事 項		限 度 額	令和4年度末まで の支出（見込）額		令和5年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・府支出金	地 方 債	そ の 他	
（仮称）北認定こども園建設 事業	令 和 5 年 度	千円 783,000	年	千円	年	千円 783,000	千円 200,578	千円 524,100	千円	千円 58,322

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	令和3年度末現在高	令和4年度末現在高	令和5年度中増減見込額			令和5年度末 現在高見込額
			令和5年度中起債見込額		令和5年度中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額		
1. 普通債	18,186,480 <sup>千円</sup>	17,650,434 <sup>千円</sup>	2,258,600 <sup>千円</sup>	108,700 <sup>千円</sup>	1,560,573 <sup>千円</sup>	18,457,161 <sup>千円</sup>
(6) 社会福祉	3,273,660	3,129,864	692,000	108,700	171,135	3,759,429
合計	39,426,868	37,152,839	2,818,600	108,700	3,666,215	36,413,924

議案第67号

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第22号）  
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

（1） 第7条第1項の改正規定 令和5年4月1日

（2） 第8条第2項の改正規定 令和5年12月1日

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正前の松原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、新条例の規定による給与の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第68号

松原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

松原市長 澤 井 宏 文



## 松原市条例第 号

### 松原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

松原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第69号

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第  
19号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年  
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次の  
ように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4  
月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に  
関する条例（以下「新条例」という。）第5条第2項の規定は、令和5年12  
月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第1条の規定による改正前の松原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に  
関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末  
手当の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、新条例の規定による期末手当の支給に関し必要な  
事項は、市長が定める。

議案第70号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第12号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、新条例の規定による期末手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第71号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年条例第20号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第23条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表1表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300

21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	



59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600		394,500			
95		296,200	344,100		395,100			
96		296,600	344,500		395,600			

97		296,800	344,700		396,200			
98		297,100	345,100		396,700			
99		297,500	345,500		397,300			
100		297,900	345,800		397,800			
101		298,100	346,100		398,300			
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	236,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。  
一般職給料表 2 表

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
職員	級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

の区分	号給					
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
短時間	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
勤務職	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
員以外	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
の職員	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100

37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	

75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		

113	234,100	267,000	303,900			
114	234,600	267,300	304,200			
115	235,100	267,500	304,500			
116	235,600	267,700	304,700			
117	235,900	268,000	304,900			
118	236,300	268,300	305,200			
119	236,700	268,600	305,500			
120	237,000	268,900	305,700			
121	237,400	269,100	305,900			
122		269,300	306,200			
123		269,600	306,500			
124		269,900	306,700			
125		270,100	306,900			
126		270,300	307,200			
127		270,600	307,500			
128		270,900	307,700			
129		271,100	307,900			
130		271,300	308,200			
131		271,600	308,500			
132		271,900	308,700			
133		272,100	308,900			
134		272,300				
135		272,600				
136		272,900				
137		273,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、単純労務職員に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第15条の2第2項第2号中「及び育児短時間勤務職員等」を「、育児短時間勤務職員等及び次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員」に改める。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第15条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第23条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

（1） 別表第1の改正規定 令和5年4月1日

（2） 第23条第2項及び第3項並びに第23条の4第2項第1号及び第2号の改正規定 令和5年12月1日

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第72号

松原市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

松原市長 澤 井 宏 文



## 松原市条例第 号

### 松原市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

松原市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第12条の2 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）の勤勉手当は、常勤職員の例により支給する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	中 尾 道 晴	
	西 田 孝 司	
	竹 井 文 子	
	奥 村 美智子	
	前 崎 卓	
	中 村 奈 美	
	上 本 賀代子	
	光 安 正 敏	

令和5年12月19日提出

松原市長 澤 井 宏 文